

報告第13号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年11月30日提出

逗子市長 桐ヶ谷 寛

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、工事請負契約の変更について、次のとおり専決処分する。

令和2年10月28日

逗子市長 桐ヶ谷 寛

令和2年6月22日議案第41号をもって工事請負契約の締結について議決を得た逗子市防災行政無線デジタル化整備工事について、設計変更の必要が生じたため、次のとおり変更する。

- | | | | |
|---|---------|-------------------|-----------------|
| 1 | 契 約 金 額 | 変更前 | 3 億3,909万2,661円 |
| | | 変更後 | 3 億4,132万8,900円 |
| 2 | しゅん工期限 | 変更なし | |
| 3 | 契約の相手方 | 東京都港区西新橋二丁目15番12号 | |
| | | 株式会社日立国際電気 | |
| | | 公共ソリューション営業部 | 部長 古賀 洋一 |